



事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

船名				
総トン数				
船舶番号又はこれに代わる番号				

## 事業計画

1. 航路の起点、寄港地、終点及びそれらの相互間の距離
  
2. 使用旅客船の明細(第1号様式による。)  
別添「使用船舶明細書(第1号様式)」のとおり
  
3. 当該事業に使用する係留施設、水域施設、陸上施設その他の輸送施設の概要
  - ①係留施設  
別添「法第4条各号に規定する基準に適合する旨の説明」のとおり
  
  - ②水域施設(泊地等)  
別添「法第4条各号に規定する基準に適合する旨の説明」のとおり
  
  - ③陸上施設  
別添「法第4条各号に規定する基準に適合する旨の説明」のとおり
  
4. 運航の時季又は時間
  
5. 運航開始予定日
  
6. 乗合旅客の運送をするものにあつては、その旨

使 用 船 舶 明 細 書

船 名				
船 舶 の 種 類				
船 質				
進 水 年 月 日				
船 舶 所 有 者				
総 ト ン 数				
貨 物 積 載 容 積	-	-	-	-
自動車航走に係る自動車積載面積	-	-	-	-
旅 客 定 員				
主 機 の 種 類				
連 続 最 大 出 力				
航 海 速 力				

- (注) 1 予備船の船名は、括弧書きすること。
- 2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで、3AAから3ZZまで、4、40から49まで、400から499まで、40Aから49Zまで、4A0から4Z9まで、4AAから4ZZまで、5、50から59まで、500から599まで、50Aから59Zまで、5A0から5Z9まで、5AAから5ZZまで、6、60から69まで、600から699まで、60Aから69Zまで、6A0から6Z9まで、6AAから6ZZまで、7、70から79まで、700から799まで、70Aから79Zまで、7A0から7Z9まで及び7AAから7ZZまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。

関東 運輸局長 殿

誓 約 書

- ・ 海上運送法第五条(欠格事由)各号の規定に該当しません。

【該当する項目にチェックを入れてください。】

旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等は以下のとおり。

- ・ 親 会 社 等 : \_\_\_\_\_
- ・ 子 会 社 等 : \_\_\_\_\_
- ・ グループ内別会社等 : \_\_\_\_\_

旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等はありません。

〈上記文言の補足〉

旅客船事業

一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業のことをさす

親会社等

- 一 申請者(株式会社である場合)の議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者(持分会社である場合)の資本金の二分の一を超える額を出資している者
- 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

子会社等

- 一 申請者(株式会社である場合)の議決権の過半数を所有している株式会社
- 二 申請者(持分会社である場合)の資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- 三 事業の方針の決定に関して、申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認める者

グループ内別会社等

- 一 親会社等(株式会社である場合)がその議決権の過半数を所有している株式会社
- 二 親会社等(持分会社である場合)がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- 三 事業の方針の決定に関して、親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

上記、相違ないことを誓約致します。

年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

名 称 : \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 : \_\_\_\_\_

関東 運輸局長 殿

誓 約 書

- ・ 海上運送法第五条(欠格事由)各号の規定に該当しません。

【該当する項目にチェックを入れてください。】

- 旅客船事業を営んでいる他の会社の役員として、現在就任中もしくは過去5年以内に就任していました。

・ 会 社 名 : \_\_\_\_\_

・ 事 業 の 種 別 : \_\_\_\_\_

- 現在及び過去5年以内に、旅客船事業を営んでいた他の会社の役員として就任していません。

〈上記文言の補足〉

旅客船事業

一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業のことをさす

上記、相違ないことを誓約致します。

年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_



◎ 当該申請が法第4条各号に規定する基準に適合する旨の説明

1. 法第4条第一号:当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

(1)使用船舶

船名			
船舶の種類			
船質			
航行区域			
進水年月日			
船舶所有者			
用途			
総トン数			
定員	旅客		
	船員		
	その他の乗船者		
資格			
主機の種類			
連続最大出力			
最高速力			
航海速力			
全長			
幅			
最大高			
最大(満載)喫水			
造船所			
無線設備			
運 動 性 能	旋回径左回り		
	旋回径右回り		
	惰力		
操船上の特殊設備			

添付書類:一般配置図、船舶国籍証書(写)及び船舶検査証書(写)、船舶検査手帳(写)、船舶件名表(写)、復原性資料(写)等、事業の実態に応じて設備関係資料を追加  
特殊構造船認定指示書(写) ※該当船舶の場合  
用船契約書(写)又は用船契約承認書(写) ※用船である場合

(2) 係留施設・乗降施設

① 岸壁、棧橋、ポンツーン等



添付書類: 棧橋平面図・棧橋正面図・棧橋側面図(断面図)、旅客乗降位置図、乗降用設備図、  
一般配置図

② ビット等係船設備の強度及び配置



添付書類: 棧橋平面図、係船図

③ 防舷物の構造、配置



添付書類: 棧橋平面図

④ その他の係留施設等



添付書類: 水面占用許可書(写)、使用承諾書(写)等

(3) 水域施設



添付書類: 航路水深図、操船図、棧橋平面図、橋脚クリアランス調査表

(4) 気象・海象に対する安全対策



(5) 陸上施設



添付書類: 棧橋平面図、旅客乗降位置図、乗降用設備図、待合室と船舶との経路図、営業所・待合室・発券所図、賃貸借契約書、登記事項証明書等

2. 法第4条第二号:当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

(1)安全マネジメント体制及び運航管理体制

①安全統括管理者の略歴

氏 名  
生年月日 昭和 年 月 日  
本 籍  
現 住 所  
職 歴

乗船履歴

資 格

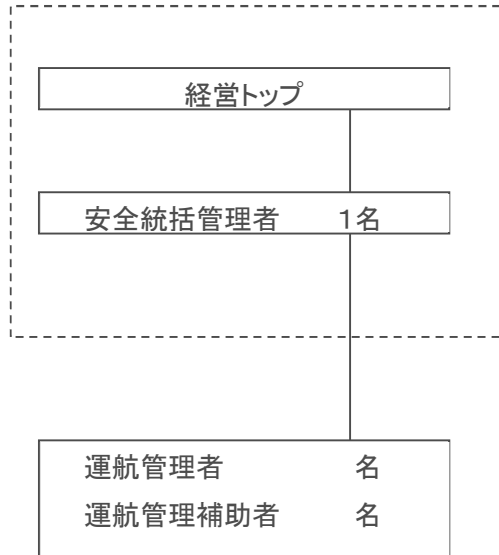
②運航管理者の略歴

氏 名  
生年月日 昭和 年 月 日  
本 籍  
現 住 所  
職 歴

乗船履歴

資 格

③安全管理組織図と配置 ※安全管理規程と合致するように記載



④安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

A large dashed rectangular box intended for describing the duty system of safety overall managers and flight managers.

(2) 運航の可否の判断



添付書類: 運航基準図、橋脚クリアランス調査表

(3) 各種作業体制

① 陸上作業



② 船内作業



③ 委託作業



(4) その他

① その他の運航管理体制

② 乗組員体制 添付書類: 乗組船員名簿、船舶職員の海技免状(写)・小型船舶操縦免許証(写)

3. 法第4条第三号:前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

(1) 保険契約締結

[Empty dashed box for insurance contract details]

添付書類: 保険証券(写)

4. 法第4条第四号:当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(1) 会社概要

社名:  
所在地:  
設立:  
資本金:  
主たる出資者:

添付書類: 会社案内等

(2) 経営形態、組織

[Empty dashed box for business structure details]

添付書類: 組織図

(3) 所要資金及び資金計画

[Empty dashed box for capital requirements and plan details]

添付書類: 定款、登記事項証明書、最近1年間の損益計算書及び貸借対照表

5. 法第4条第五号:当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

① 航路(基準経路)

[Dashed box for route information]

添付書類:運航基準図

② 安全運航対策

[Dashed box for safety measures]

③ 岸壁等使用計画

[Dashed box for pier usage plan]

添付書類:水面占用許可書(写)、使用承諾書(写)等、運航基準図

◎創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画

[Dashed box for funding plan]

添付書類:定款及び登記事項証明書、最近1年間の損益計算書及び貸借対照表

◎安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

法第4条第二号の基準に適合する旨の説明を参照

◎運送約款

標準運送約款(昭和61年5月26日付け運輸省告示第252号)を適用。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏名または名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

## 小型船舶旅客不定期航路事業 安全人材確保計画

### 1. 計画期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(当該許可を受けようとする日を含む事業者の事業年度の開始日)

(当該許可の有効期間満了日を含む事業者の事業年度の終了日)

許可を受けようとする日:

当該許可の有効期間満了日:

令和 年 月 日

令和 年 月 日

### 2. 安全人材の確保の目標

別紙1のとおり

### 3. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項

別紙2のとおり

### 4. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標

別紙3のとおり

### 5. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項

別紙4のとおり

### 6. 安全人材の確保の目標の達成状況(許可更新時のみ)

-

### 7. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組状況(許可更新時のみ)

-

### 8. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況(許可更新時のみ)

-

### 9. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況(許可更新時のみ)

-

## 2. 安全人材(※1)の確保の目標

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	(令和 8 年度)	(令和 9 年度)	(令和 10 年度)	(令和 11 年度)	(令和 12 年度)	(令和 13 年度)
安全統括管理者 資格者証保有者 (※2)	人	人	人	人	人	人
運航管理者 資格者証保有者 (※3)	人	人	人	人	人	人

※1 安全人材 : 安全統括管理者資格者証保有者及び運航管理者資格者証保有者

※2 海上運送法第32条の3第1項第1号の総合安全統括管理者資格者証、または同項第3号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

※3 海上運送法第32条の7第1項第1号の総合運航管理者資格者証、または同項第3号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

## ◎ 申請日現在の安全人材の氏名

安全統括管理者資格者証保有者	運航管理者資格者証保有者

## 3. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項

	取組計画の内容
1年目 (令和 8 年度)	
2年目 (令和 9 年度)	
3年目 (令和 10 年度)	
4年目 (令和 11 年度)	
5年目 (令和 12 年度)	
6年目 (令和 13 年度)	



## 5. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項

	教育訓練の実施内容
1年目 (令和 8 年度)	
2年目 (令和 9 年度)	
3年目 (令和 10 年度)	
4年目 (令和 11 年度)	
5年目 (令和 12 年度)	
6年目 (令和 13 年度)	

## 添付書類一覧

### ●認可申請書

添付書類	チェック欄
・ 認可申請書(表紙)	
・【別紙1】事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号	
・【別紙2】事業計画(第1号様式、航路図を含む。)	
・ 法第4条各号に適合する旨の説明	
・ 船舶検査証書(写し)	
・ 船舶検査手帳 (表紙、件名、(1)検査の時期及びその執行の記録)	
・ (船舶を用船している場合)用船契約書	
・ 水面等使用許可書(写し)、使用承諾書(写し)	
・ 船客傷害賠償責任保険証券(写し)	
・ 法第5条各号に抵触しない旨の誓約書(法人・個人)	
・ 乗組員名簿	
・ 乗組員の小型船舶操縦免許証	
・ 資金計画に関する書類(法人である場合は、最近1年間の損益計算書及び貸借対照表)	

### ●安全人材確保計画

添付書類	チェック欄
・ 計画期間	
・ (別紙1)安全人材の確保の目標	
・ (別紙2)安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項	
・ (別紙3)輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標	
・ (別紙4)輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項	
以下、更新申請時に限る。	
・ (別紙5)安全人材の確保の目標の達成状況	
・ (別紙6)安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組状況	
・ (別紙7)輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況	
・ (別紙8)輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況	